

---

---

## 基本目標 男女共同参画の基盤づくり

---

---

近年、女性の就業意識の変化や男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の法制度の整備により、あらゆる分野で活躍する女性が増えています。

しかし、実際には男女が共同で参画し、それぞれの能力を生かし、両性の視点を取り入れた意見が反映される社会にはなっておらず、特に、政治、経済の分野への女性の参画が少ないため、結果として女性の意見が反映されにくいのが現状です。

職場や地域社会などあらゆる場で、女性も政策・方針決定の場へ参画し、その意見を反映させることができる社会の形成が望まれています。

そのためには、生き生きと働ける職場環境づくりを推進するとともに、地域社会の場においても男女が共にあらゆる分野に参画し、ゆとりある暮らしやすい社会の実現に取り組みます。

---

### 重点目標 1 就労の機会均等と労働環境の整備

---

別府市の人口は女性が半分以上を占め、少子・高齢化が進む中、女性の社会に対する役割は大変重要なものになっています。女性が女性特有の身体的機能により、募集、採用、配置、昇進等において差別されたり、性別によっていやがらせを受けることのない職場づくりが必要です。

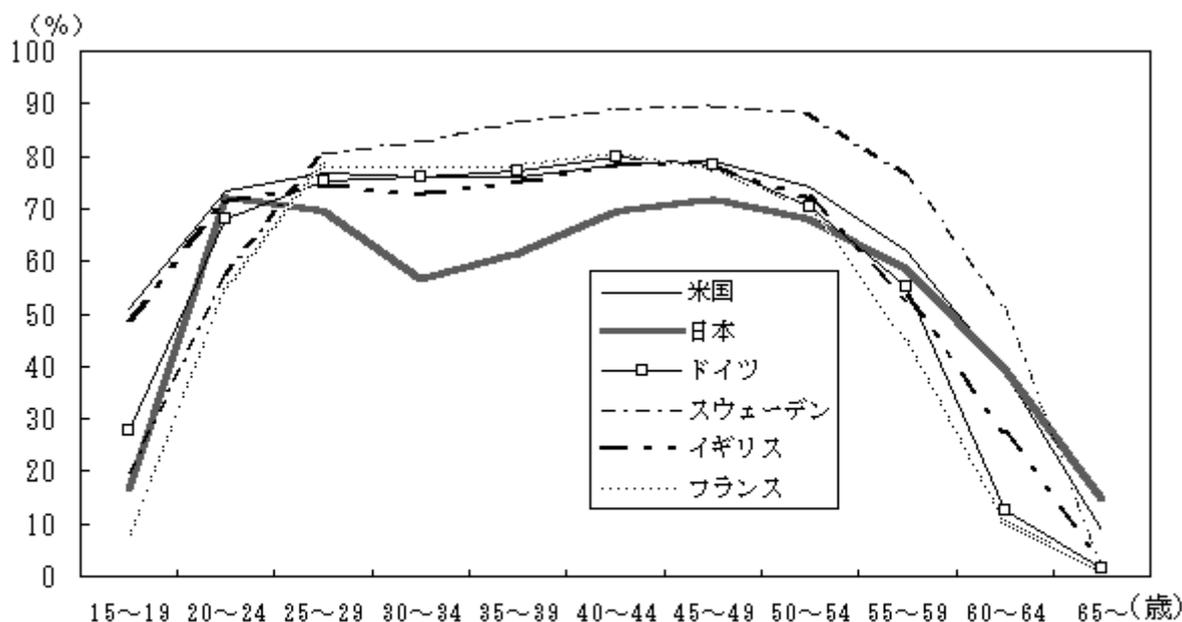
また、農業・商工業などにおいてその労働で重要な役割を担う女性が正当に評価を受けることにより、男女がそれぞれ目標を持ち、生き生きと働ける就労、労働環境を整備します。

## 【 課 題 】

### ( 1 ) 職場における男女共同参画の推進

雇用者が男女格差解消に向けて、積極的な取り組みを行うよう、法制度の啓発や、職場の方針決定の場への女性の参画を促進します。

日本と諸外国の女性の年齢階級別労働力率



注：米国は、16~19歳。

資料出所：米国、日本、ドイツは、ILO"Yearbook of Labour Statistics 2000"。スウェーデン、イギリス、フランスは、EU:Eurostat"Labour Force Survey Result 1997"。

#### M字カーブ(曲線)

わが国の女性の年齢階級別の労働力率(労働人口/15歳以上の人口)は、出産育児期に低下し、40代で再び高くなるM字カーブを描いています。就業を希望する人と労働人口を加えて算出した潜在的労働力率を見ると、M字のくぼみはほとんどなくなり、欧米の形状に近づきます。このことから、結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことがわかります。

## 施策の方向

### 労働に関わる法制度の啓発

#### 労働基準法等各種法制度の周知、啓発

##### 労働基準法

憲法 27 条 2 項（勤労条件法定の原則）に基づき、労働者の労働時間その他の労働条件の最低基準を定めた基本法。略称、労基法。労働三法のひとつとして 1947（昭和 22）年に制定。付属法としては、最低賃金法、家内労働法、労働安全衛生法などがある。均等待遇の原則や男女同一賃金の原則など労働に関する基本原則を明示した総則（労働憲章）に続き、労働契約、賃金、労働時間・休憩・休日・年次有給休暇、安全・衛生、年少者、女性、技能者養成、災害補償、就業規則、寄宿舍、監督機関などに関する規定をおいている。制定以来、最低賃金法、労働安全衛生法の分離独立などの変化があり、また、87 年、93 年には労働時間短縮の改正がなされた。さらに、97 年には男女雇用機会均等法等の改正とともに、女子の保護規定が撤廃され（施行は 1999 年 4 月 1 日）、これとも関連し 98 年にも改正がなされた。

##### 男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。）は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。

1999 年（平成 11 年）4 月に改正され、募集・採用・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別（募集、採用、配置・昇進について努力義務から禁止規定に、調停制度について一方申請の場合の他方当事者の同意要件を廃止、ポジティブアクションに対する国の援助、セクシュアルハラスメント防止に関する配慮義務、差別禁止規定違反の事業主に対する罰則の強化）が禁止されました。また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実行性を確保するための措置が強化されました。

### 方針決定の場への女性参画の促進

#### 職場における方針決定の場への女性参画の促進



## ( 2 ) 女性の職域拡大と管理職登用の促進

固定的性別役割分担意識を解消し、女性の職域の拡大を促し、性別によって管理職への登用が左右されないよう女性の登用を促進します。

### 施 策 の 方 向

#### 採用における職域拡大の支援

職業訓練や能力開発などの学習機会の充実

国・県等の連携による情報の収集、提供と相談窓口の設置

性別にこだわらない採用の働きかけ

#### 管理職への登用の促進

管理職への登用を促進するための啓発活動の推進

管理職登用状況の調査

## ( 3 ) 労働環境の整備

男女がそれぞれ家庭的な事情や、性別において不利益な扱いを受けることがなく、また農林漁業や商工業などの労働に対し、正当な評価を受けることができるよう労働環境の整備を促すとともに、相談や支援体制の充実を図ります。



## 施策の方向

### 育児・介護を行う労働者の環境整備

育児休業・介護休業制度の啓発

再就職・職場復帰の支援

多様なニーズに応じた保育サービスの充実

多様なニーズに応じた介護サービスの充実

#### 育児・介護休業制度

育児介護休業法（正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。）は、労働者が申出を行なうことによって育児休業（1歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律です。2001年（平成13年）1月に、育児休業給付と介護休業給付は、休業開始時賃金月額額の25%相当額から40%相当額支給に引き上げられました。

#### 新エンゼルプラン

少子化の進行や女性の社会進出等に対応するため、1999年（平成11年）12月19日に、大蔵（財務）、文部（文部科学）、厚生（厚生労働）、労働（厚生労働）、建設（国土交通）、自治（総務）の関係6大臣の合意により、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」が策定されました。これを「新エンゼルプラン」といいます。

保育サービス等子育て支援サービスの充実、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正などを内容とし、数値目標も掲げています。

別府市においても、2001年（平成13年）度に「べっぴん・みんな子育て支援計画」を策定し、計画にそって今後、多様なニーズに応じた保育サービスを実施していきます。

### 農林漁業や商工業における女性の労働環境の整備

女性の就労状況の実態把握のための調査

農業従事者等へ家族経営協定の普及、啓発

意志決定の場への女性の参画推進の働きかけ

#### 家族経営協定

家族経営が中心のわが国の農業において、家族一人一人の役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、家族の皆で話し合っただけで農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営委譲等について文書で取り決めるものです。

### 別府市の農家人口の推移（単位：人）

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口	4,194	3,312	2,846	2,310
男	2,001	1,561	1,368	1,107
女	2,193	1,751	1,478	1,203

## セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

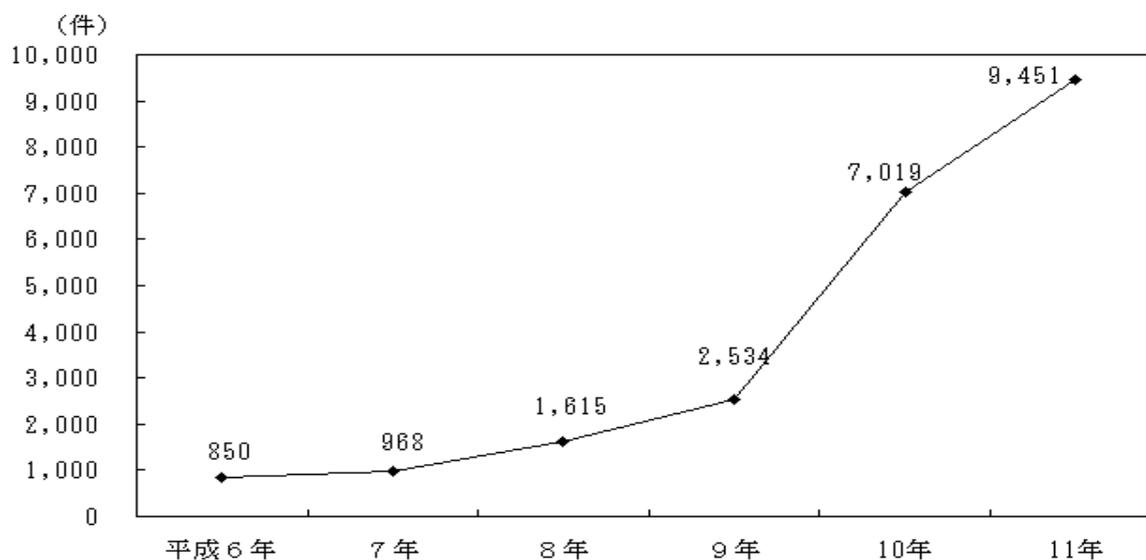
研修会やパンフレット等による意識の啓発

セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の充実

### セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment）

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様のものが含まれる。

### 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



資料出所：厚生労働省調べ

## 相談・支援体制の充実

働く場でのトラブルに対する相談体制の情報提供

---

## 重点目標 2 地域社会等の場での男女平等の促進

---

A P U開学に伴い国際観光温泉文化都市として国際交流を積極的に進め、異文化に対する理解を深め、共に生きるまちづくりを進めるためには、女性の感性や考えをまちづくりなどの政策や方針に反映することが必要です。

また、地域活動への男女の積極的参加も重要で、固定的性別役割分担にとられず、協力し、理解しあって地域を活性化していくことで、互いの性を尊重し合い、地域社会等の場での男女共同参画を目指します。

### 【 課 題 】

#### (1) 地域社会における男女共同参画の促進

P T A、自治会等地域活動において、固定的な役割分担意識や慣習にとられない組織づくりを行い、男女が共に協力し積極的に参加するよう促進します。



## ■ 施策の方向

### ①地域活動への参加の促進

○PTA・自治会等での地域活動への男女共同参画の促進

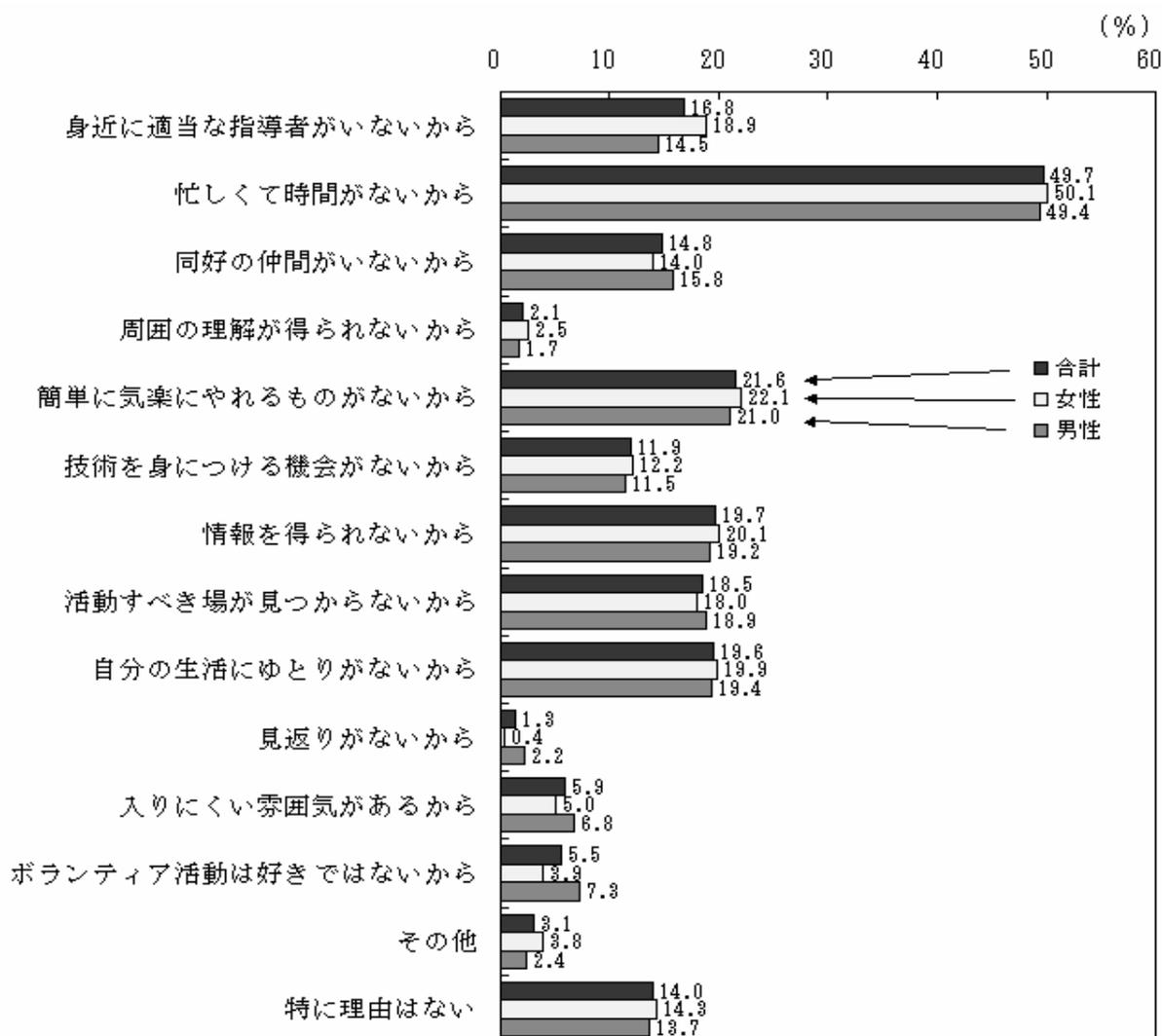
○団体・グループ活動への支援

○ボランティア活動への男女共同参画の促進

▼地域における役員の男女の参画（単位：人） （平成14年3月1日現在）

	男性	女性
自治会の会長	145	1
民生・児童委員	101	147

▼ボランティア活動をしていない理由



資料出所：内閣府「家庭と社会に関する意識と実態調査報告」（平成8年）

## (2) 国際交流における男女共同参画の推進

人権尊重の観点から、国際理解、国際交流の推進を図り、国や人種にとらわれない誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### ■ 施策の方向

#### ①国際理解と国際交流の推進

- 国際情勢・国際理解の学習会などの開催
- 留学生との交流事業の実施
- 姉妹都市・友好都市との市民参加の交流事業の実施
- 外国語指導助手派遣事業の実施

#### ②外国人との共生のまちづくりの推進

- 国際観光温泉文化都市にふさわしいまちづくりの推進

#### ◆ 国際交流都市宣言

21世紀に向け、今後めざすべき都市像として「アジアの未来をひらく湯けむりのまち」を掲げる別府市としては諸外国からの観光客はもとより「アジア太平洋地域の玄関口」として、アジア太平洋地域から多くの外国人留学生を積極的に受け入れ、全市を挙げて温かくもてなすよう努めます。

今後、一層の国際化を推進するため、平成12年6月21日別府市は「国際交流都市」となることを宣言しました。



### (3) 女性の登用の促進

女性の意見を反映することにより、よりよい政策を推進するため、審議会等への女性の登用を促進します。

#### ■ 施策の方向

##### ① 審議会等への女性委員の登用の促進

○ 審議会等における女性の登用状況の調査

○ 審議会等委員への女性の積極的な登用

○ 同一人の審議会等への重複登用の是正

#### ◆ ポジティブ・アクション

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」として規定されています。我が国では、審議会等委員の登用や公務員の採用・登用等でこうした措置が進められています。アファーマティブ・アクションと呼ばれることもあります。

#### ▼ 別府市の審議会等委員への女性の登用状況（単位：人、％）

	委員数			委員会数			
	総数	女性委員数	割合	総数	男性〇の委員会数	女性〇の委員会数	女性委員〇人の割合
6年度	1,065	270	25.40	39	2	15	38.50
9年度	1,693	353	20.90	68	3	23	33.80
12年度	2,220	510	23.00	85	4	28	32.90

## ②政策・方針決定の場への女性参画の促進

- 各種団体等における女性登用についての働きかけ
- 女性の人材育成のための研修の実施
- 女性の人材情報の収集と提供
- 国・県等が実施する人材育成事業に関する情報提供

## (4) 母性の尊重と健康づくりの支援

女性が妊娠や出産について自己決定できるよう啓発するとともに、妊娠や出産を迎えた女性の持つ母性機能を社会全体で保護するためにも、正しい情報を提供し、女性の生涯を通じた健康づくりを支援します。

### ■ 施策の方向

#### ①母子保健対策の充実

- 相談支援体制の強化
- 母子保健教育の充実
- 妊産婦・乳幼児の健康審査の充実

#### ②リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発

- 正確な情報提供と意識啓発
- 性に関する学習機会の充実

#### ◆ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、健康とは疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味し、全ての人々の基本的人権として位置づける理念である。中心課題にはいつ何人子どもを産むか生まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれおり、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

### ③エイズ等性感染症に関する情報の提供

○正しい知識の普及、啓発

#### ◆ エイズ

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）によって起こる病気。このウイルスは血液の中に入るとT4リンパ球などを破壊する。その結果、全身の免疫機構が破壊されて抵抗力がなくなる。普通なら病気の原因にならないような病原性の弱い微生物が肺炎を起こすようになる。HIVに感染してもすぐに症状は出ない。日本でも、毎年、HIV感染症数は増加している。

### ④生涯を通じた健康づくりの推進

○女性の健康教育・相談指導の充実

